

経営継承・発展支援事業補助金

概要

地域農業の担い手の経営を継承した後継者が、その経営を発展させるために行う取組に対し、補助金を交付します。

対象者

令和6年1月1日以降に中心経営体である先代事業者から経営を継承した後継者

対象事業／対象経費

経営発展の取組に必要な経費
専門家謝金、専門家旅費、研修費、旅費、機械装置等費、広報費、展示会等出展費、開発・取得費、雑役務費、借料、設備処分費、委託費、外注費

補助率（上限など）

上限額 100万円
（市と国が1／2ずつ補助します。）

その他

本事業は、国及び市の予算の範囲内で採択されます。
取組内容等によりポイントを付与し、ポイントの合計値が高い順に採択者を選定するため、事業要件を満たしていても採択されないことがあります。